

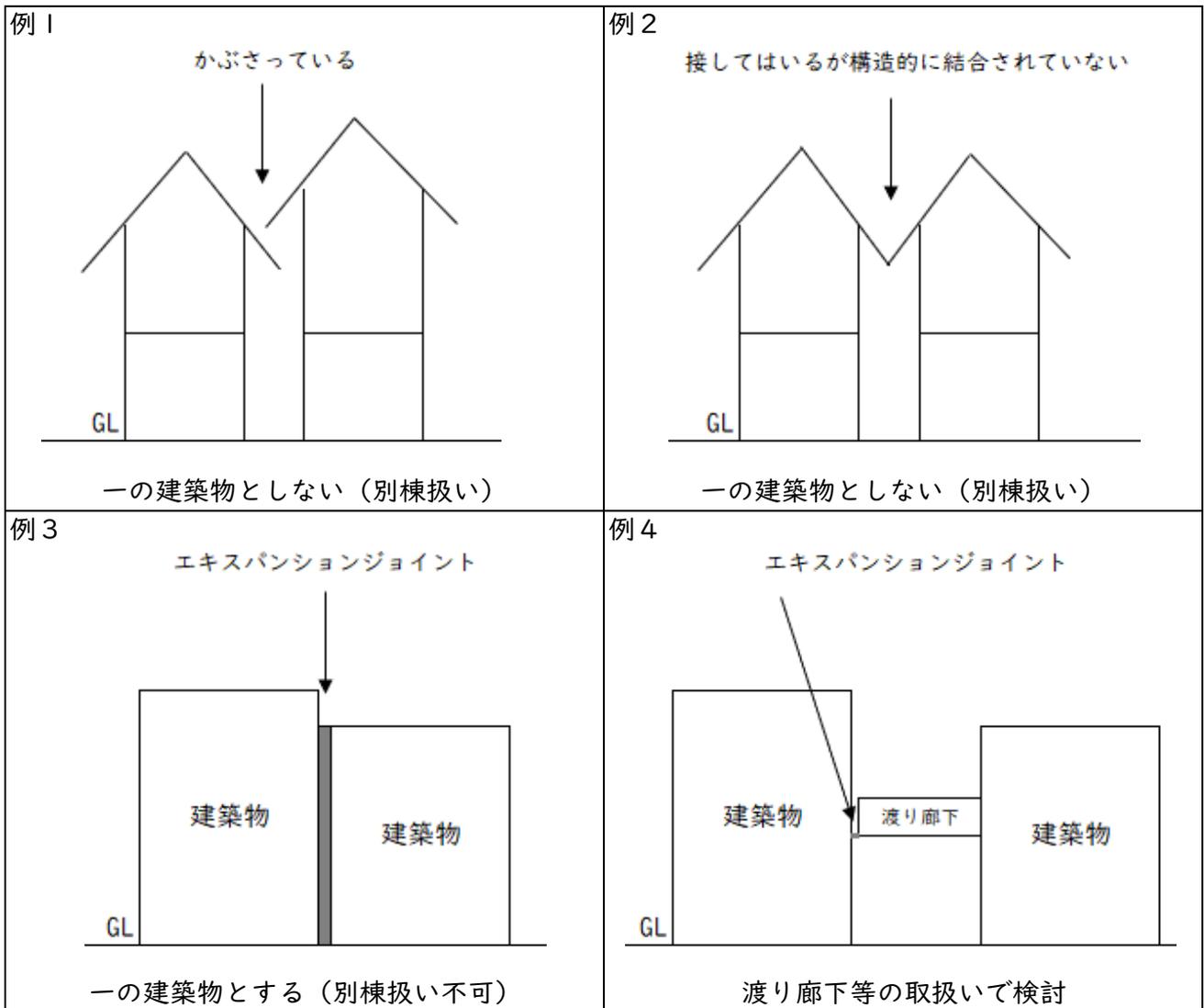
第3章 消防同意の審査基準

第1節 総論

第1 消防用設備等の設置単位

消防用設備等の設置単位について

- (1) 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。
- (2) 棟とは、原則として、独立した一の建築物又は二以上の独立した一の建築物が相互に接続されて一体となった建築物をいうこと。
- なお、相互に接続されて一体となった建築物を判断するにあたっては、第1-1図を参照すること。



第1-1図

(3) 建築物と建築物が渡り廊下(その他これらに類するものを含む。)、地下連絡路(その他これらに類するものを含む。)又は洞道(換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。)により接続されている場合は、原則として1棟であること。

ただし、規則第5条の3各号に定める基準に適合する場合は、別棟として取扱うことができるものである。(第3章第1節第3「令第8条に規定する区画等の取扱い」を参照とすること。)